最終更新日：2017年12月22日
株式会社サカイホールディングス
代表取締役社長　肥田　貴將
問合せ先：052-262-4499
証券コード：9446
http://www.sakai-holdings.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主利益最大化を目的として企業価値を高めると同時に、経営の効率性、経営の透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。このため、企業倫理と法令遵守を徹底するとともに、内部統制システムの整備・強化および経営の客観性と迅速な意思決定を確保することが重要と考えております。（有価証券報告書抜粋）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、ＪＡＳＤＡＱ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社サカイ	2,353,000	21.47
株式会社光通信	2,126,000	19.40
酒井　俊光	769,000	7.01
VTホールディングス株式会社	629,100	5.74
株式会社HIDAコーポレーション	579,000	5.28
ソフトバンク株式会社	450,000	4.10
酒井　尚子	343,500	3.13
アイデン株式会社	258,500	2.35
エスケーアイ従業員持株会	256,000	2.33
肥田　貴將	193,000	1.76

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小島　浩司	他の会社の出身者											
山口　伸淑	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島　浩司	○	監査法人東海会計社代表社員	同氏につきましては、公認会計士および税理士としての豊富な経験・職見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
山口　伸淑	○	ナカバヤシ株式会社社外取締役 ウシオ電機株式会社外取締役	同氏につきましては、金融および企業経営における豊富な経験と幅広い識見を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、社外取締役として、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より年4回定期的に監査報告を受け、また機会を設けて意見交換を行っております。また、定期的に会計監査人が行う店舗往査へも同行し、結果等については監査役会に報告しております。内部監査につきましては、社長直属の経営戦略本部が各部門の適正性･効率性等について内部監査を行っております。監査役は必要に応じ、内部監査に立ち会うとともに、必要に応じて意見交換を行い情報の共有に努め、相互の連携を高めて公正かつ効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浅井　一郎	他の会社の出身者													
後藤　康史	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅井　一郎	○	あさひ経営代表 ゼネラルパッカー株式会社監査役	同氏につきましては、金融界およびシンクタンクでの豊富な経験･職見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

後藤　康史	○	後藤会計事務所	同氏につきましては、税務・会計面での豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上へのインセンティブの強化を図る一環として、取締役に対しストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社および当社子会社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役につきましては常務取締役より、社外監査役につきましては常勤監査役より重要な情報を伝達すると共に必要事項を閲覧しております。社外取締役および社外監査役につきましては、取締役および監査役会の資料を事前に配布し、管理本部長が内容説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（現状の体制の概要）
・経営方針、事業計画等
経営上の指針となる項目につきましては、コーポレート・ガバナンスを意識し取締役会で検討しております。
・業務執行、監査・監督の方法につきましては、各部門長以上で構成する経営会議で決定しており、原則月１回開催しておりますが、必要に応じ臨時開催する場合があります。
・監査基準につきましては、監査役会の検討項目、取締役候補の選定につきましては、取締役会の検討項目としております。
・取締役候補者の選定・報酬内容につきましては、各取締役の業績・業務執行状況と同等・同業種の企業の水準を勘案し、取締役会にて決定しております。
・監査の状況としては、社内監査部門として経営戦略本部に監査担当部門を設け、リスクが内在する業務執行行為を発見した場合は、経営戦略本部長に報告し、当該部門長への改善勧告を経て、改善を確認しています。尚、当社の公認会計士は栄監査法人の玉置浩一氏及び楯泰治氏の両名で監査期間は玉置氏が６年３ヶ月楯氏が１年３ヶ月であります。
（現状のガバナンス体制を採用している理由）

・社外取締役2名は、経営上コーポレート・ガバナンスを意識した観点から内部監査・内部統制を統括する各取締役に対して取締役会で積極的に意見を表明しております。
・社外監査役（2名）は、監査の担当を分担しており監査役会で検討した項目について、取締役会で積極的に意見を表明しております。
・社外取締役と社外監査役は四半期毎に検討会を開催し、コーポレート・ガバナンスに関する議論を行っており、連携が充分に取れております。
（監査役の機能強化に向けた取組状況）
・当社と取引関係のない独立性の高い監査役を選任しており、今後も同様の基準で選任いたします。
・社外監査役として当社と利害関係のない一般企業で財務・会計面に精通した経営管理者を選任しており、社外監査役として機能強化に努めております。
（社外取締役に関する事項）
・社外取締役は、経営方針、事業計画に対する業務執行状況につきまして、コーポレート・ガバナンスを意識した観点から検証を行っております。
・社外取締役は、コーポレート・ガバナンスに関して、取締役会で積極的に意見を表明しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

１－１に記載のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に対して、最速・最短の期間で実施し、最善の結果が得られるものと判断して、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算で12月中旬頃の株主総会となるため、集中日になる可能性はありません。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性を図るため実施しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて、決算資料、財務データ等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略本部　IR広報室	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ホームページに当社の経営方針、業績、営業案内等常に最新の情報を掲載する方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)　取締役・使用人の職務遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・取締役である経営戦略本部長を責任役員とし、役員および使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を設置しております。
・コンプライアンスに関連する問題が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制としております。
・コンプライアンス担当役員は、役員および使用人に対して適切な研修体制を構築し、内部通報ガイドラインおよび内部通報相談窓口の更なる周知徹底を行っております。
(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
・取締役の決定に関する情報、文書の取り扱いは、社内規定の定めるところによっております。
(3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制
・リスク管理については、各関係部署にて必要に応じて研修、マニュアルの作成、配布等を行っております。また、新たに生じたリスクに対応するため、必要に応じ代表取締役社長から全体に示達し、取締役である経営戦略本部長を委員長とするリスク管理委員会を開催しております。
(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会において年度予算の策定、見直しおよび月次・四半期業績の管理を行っております。
・全社的に影響を及ぼす重要な経営事項については、多面的な検討を行うため取締役当で構成する経営会議で審議しております。
(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
・四半期ごとに、子会社のリスク情報の有無を監査するために、経営戦略本部長を長とする監査担当部署を設置しております。
・監査担当部署は、子会社等に損失の危機性を把握した場合には、直ちに発見された損失の危機の内容、発生する損失の程度および当社グループに対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制としております。
・グループ会社間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査担当部署は子会社等の内部監査室に相当する部署と十分な情報交換を行っております。
(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
・監査役の職務を補助すべき部署として内部監査室を設置し、専任の使用人を1名以上配置することとしております。
(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要としております。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとしております。
(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役に関する体制
・監査役および使用人は、下記の各事項を監査役に報告しております。
イ．会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
ロ．内部監査担当部署が実施した内部監査の実施状況
ハ．企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況
(9) その他監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制
・監査役は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および社内の組織と情報の交換を行うなど連携を取り、当社の監査を行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力およびこれに類する団体とは、一切の関係を持たず、不当要求事案等発生の場合についても当社の顧問弁護士と連携の上、毅然とした態度で対応します。
(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
イ．対応部署および不当要求防止責任者の設置状況
総務部を対応窓口として、事案により関係する部署が窓口となり対応します。
ロ．外部の専門機関との連携状況
顧問弁護士と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備しています。
ハ．反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
顧問弁護士を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート･ガバナンスおよび内部管理体制の概要は模式図のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制に関する組織図

